

事例2) Bさん、障害で寝たきり全面介助。病弱な妻と二人暮らし。
精神的自立多大。
在宅での生活はこの方には必要なことであり、本人もその意向。

	朝	午 前	午 後	夜 間	深夜
月		ホームヘルプ2時間介護1家事1	訪問看護2時間	ホームヘルプ1時間	
火		ホームヘルプ "		午後9時~10時	
水		ホームヘルプ "	ホームヘルプ、訪問リハビリ	"	
木		ホームヘルプ "		"	
金		ホームヘルプ "	ホームヘルプ、訪問リハビリ、訪問看護2時間	"	
土		ホームヘルプ1時間介護	ホームヘルプ1時間家事	"	
日		ホームヘルプ " 介護	ホームヘルプ " 家事	"	

合計 485,140円 ↓ 奥様がお元気なときは420,660円

Bさんが介護保険のパターンになると 要介護5

	朝	午 前	午 後	夜 間	深夜
月	巡回30分	ホームヘルプ 1時間介護	訪問看護	巡回30分	
火	"	ホームヘルプ "		"	
水	"	ホームヘルプ "		"	
木	"	ホームヘルプ "	訪問リハビリ	"	
金	"	ホームヘルプ "		"	
土	"	ホームヘルプ "		"	
日	"			"	

合計 298,680円

考察 夜間30分の巡回型では困り、1時間のサービスが必要。
昼間のホームヘルプ2時間必要。
訪問看護も入浴と排泄で2回必要と出来ればリハビリももう一回必要

介護保険パターンを仮単価で計算してみると	
巡回型	・・・@2,625円×2回/日×7回×4週・・・147,000円
ホームヘルプ	・・・@4,020円×6回×4週・・・96,480円
訪問リハビリ	・・・@5,500円×1回×4週・・・22,000円
訪問看護	・・・@8,300円×1回×4週・・・33,200円
合 計	74,670円×4週・・・298,680円

☆限度額35万円には51,320円余裕があるので、夜の巡回型(74,200円)をやめ、双方を足すと125,520円になる。これで、夜間1時間のケアを(@5,025円×7回×4週=140,700円)増やしたい。
介護費用は少し足りないが、ケアを優先させるようなサービスがあるかどうか。それでも、この方はこのサービスでは在宅で自立出来ない。

☆では実際に今使っている介護サービス費は介護保険になったらどうなるか試算すると、合計485,150円になる。さて、155,150円の限度額を越えた分をどうするか。

Q. 1割負担の利用料が払えない高齢者はサービスが受けられますか?
A. 介護扶助制度があります。低所得者のためには高額介護サービス費制度があります

Q. 高額介護サービス費とは何ですか
A. 自己負担月額の上限のこと。在宅介護サービスの場合、老齢福祉年金受給者等は月額15,000円程度まで負担。
本人・世帯が住民税非課税は25,000円程度まで負担となります。

Q. 利用者保護のための利用者と事業者の契約約款のモデル作成は行いますか
A. 予定はありません

Q. 介護利用が限度額を越えたらどうなりますか
A. 市独自のサービスでカバーできない場合は自己負担。
自己負担には限度額があります

Q. 施設サービスの介護度と自己負担料について
A. まだ、はっきりしていない部分があるようです。
一応仮単価が介護度別にでているので、それプラス食費でしょうか

Q. 要介護認定は状態像が悪ければ、要介護度があがり給付も増えると思いがちですがそうではありませんね。
A. 要介護認定は、どれだけ介護の手間がかかるかで判定されます。
身体的には自立している痴呆高齢者は手間がかかりますが、寝たきりになると、逆に手間は減ります。
食事についても、全介助の場合は一方的に食べさせれば、それほど手間はかかりません。半介助は相手の反応を見て食べさせるわけですから、手間がかかります。だから、状態像ではなく、ケアにかかる時間量を把握して要介護度を決めるのが望ましいのです。
車椅子になったお陰でADLが改善したが故に、介護の手間が多くなったということがおきます。このとき要介護度が下がり、給付が少なくなるのでは、本当の自立支援にはなりません。
あくまで、どれだけ手間がかかるかという観点でシステムを組むことが大切で、要介護度は、身体の障害の軽重とは必ずしもリンクしないものです。

これまでの福祉はお年寄りが置かれている
条件を基本にしてみました。
介護保険は心身の状態で介護サービスが決まっています。
お年寄りが普通に生活するには、
保険と福祉の両方が必要ではないか。
そこにもうひとつ必要なもの。
加えるとすれば、地域の助け合いではないか。